

医療費の支払いなどに充てられる大切な財源

国民健康保険税

国民健康保険(国保)は、病気やけがに備えて加入者がお金(保険税)を出し合い、医療費の支払いなどに充てる「助け合いの制度」。

私たちが納める保険税は、国の医療を支える大切な財源です。
本年度分の納税通知書は間もなく届きます。必ず納期限内に納めましょう。

納税義務者は世帯主

国保は世帯単位で加入するため、世帯主が保険税の納税義務者です。国保に加入していない世帯主でも、世帯内に加入者がいる場合は課税されます。

税率と課税方法

本年度の税率は別表のとおりです。加入者それぞれの所得割、均等割を計算した額に、平等割を加えた合計額が世帯主に課税されます。医療分、後期高齢者支援金は全ての加入者、介護分は40歳以上65歳未満の加入者が対象です。

保険税の軽減(減額)

●所得が一定額以下の世帯
前年所得が一定額以下の場合、

均等割、平等割が軽減されます。申告をしていない人がいる世帯は対象外になってしまうため、前年の所得がなくても申告してください。

●倒産や解雇などで離職

65歳未満の人で離職し、雇用保険の特定受給資格者・特定理由離職者になった場合、申請することで保険税が最大で2年間軽減されます。

※申請は保険年金課と各支所で行えます。

●保険税の納付方法

●普通徴収(納付書、口座振替)

市役所本庁または各支所、納付書に記載のある金融機関やコンビニエンスストアなどでの納

付、口座振替での納付になります。納期は6月から翌年1月までの年8回です。納期限は各月の末日(12月は25日)です。

●特別徴収(年金天引き)

特別徴収の対象になる人は、年金を受け取る月に年金から天引きされます。

●保険税を滞納すると

納期限を過ぎても納付しない場合、督促や催告を受け、保証の有効期限が短くなる場合があります。滞納が続く場合は、医療費が全額自己負担になります。財産の差し押さえなどを受けたたりすることもあります。やむを得ない事情で納付が困難な場合は相談してください。

【別表】国民健康保険税の税率など(令和2年度)

課税区分	医療分	後期高齢者支援金分	介護分
所得割額 (前年の所得-33万円)×税率	6.6%	2.3%	1.7%
均等割額 加入者1人当たり	21,000円	12,000円	14,000円
平等割額 1世帯当たり	26,000円	-	-
課税限度額 世帯に課税される上限の額	61万円*	19万円	16万円

*課税限度額の医療分が昨年から3万円引き上げられました。



旭市イメージアップキャラクター「あさびー」

新型コロナウイルスの影響による国民健康保険税の減免と納税の猶予

新型コロナウイルス感染症の影響で、事業収入などが前年に比べて一定額以上減少する世帯は、申請することで国民健康保険税の減免や納税猶予の適用を受けることができます。くわしい内容は税務課に問い合わせるか、市ホームページで確認してください。

問い合わせ先
●課税の内容
税務課課税班
☎ 62・5321

●納税の相談
税務課収税班
☎ 62・5322

●保険年金課国民健康保険班
☎ 62・5331